

トランプ通商政策の持続性を問う 分かれる関税評価、民主党は自由貿易に転ずるか？

調査部
シニアプリンシパル

安井明彦
080-8749-7238
akihiko.yasui@mizuho-rt.co.jp

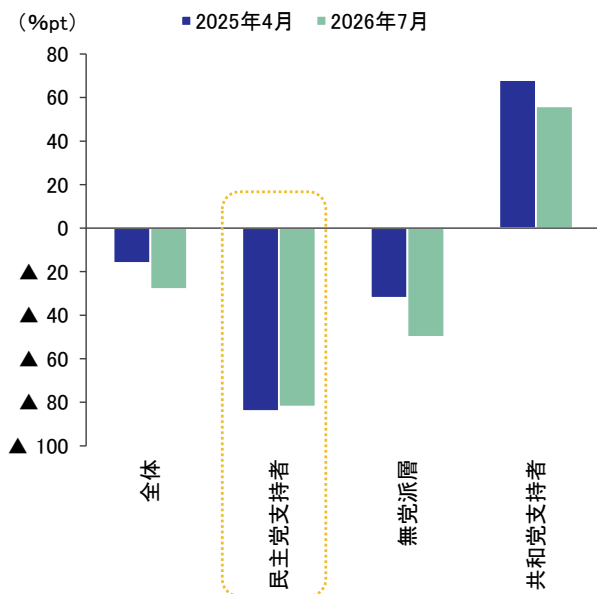
- 米国では、民主党支持者を中心に、トランプ関税への批判が強い。民主党の議員からは、大統領による関税発動の自由度を制限する法案が提案されている
- 背景には、アフォーダビリティ（暮らし向き）や、同盟国との関係に与える影響への懸念があり、関税そのものを批判するというよりは、その決め方を問題視している点に特徴がある
- 現時点での民主党の関税批判は、低関税を目指した「相互主義」への回帰とは距離がある。高関税の前提が変わらないまま、議会の懸念事項を採り入れる等、関税政策の複雑化が進みかねない

1. 分かれるトランプ関税への評価、民主党は保護主義から脱却？

米国では、ドナルド・トランプ大統領の関税政策に対する評価が割れている。世論調査では、相互関税が導入された2025年4月と比べると、関税に批判的な割合が高まっている（図表1）。無党派層や共和党支持者からの支持が減っているからだが、民主党支持者からの批判は一貫して強い。

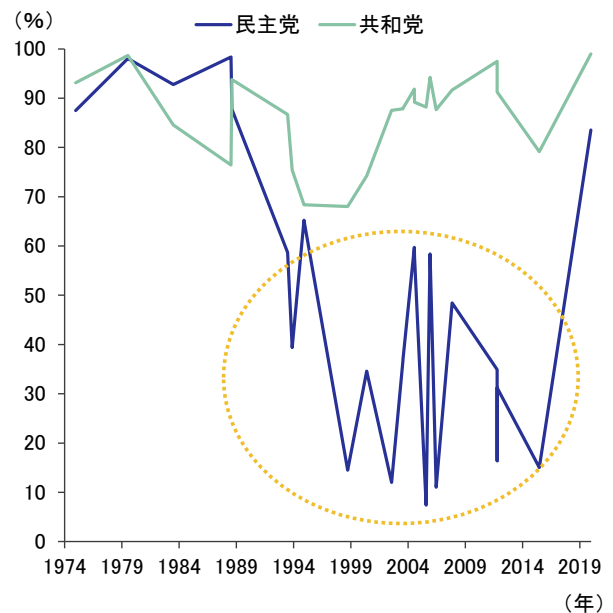
民主党支持者による関税批判は、かねてからの同党の傾向からは違和感がある。議会の投票行動を振り返ると、1990年代以降の民主党は、2019年の米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を除き、自由貿易を進めるような投票に後ろ向きだったからだ（図表2）。

図表 1 トランプ関税への支持（世論調査）



(注) 「支持する」－「支持しない」
(出所) CBS Newsより、みずほ総合研究所調査部作成

図表 2 自由貿易的な投票を行った割合



(注) 下院でFTA、TPAに賛成票を投じた議員の割合
(出所) 議会資料等より、みずほ総合研究所調査部作成

その議会でも、民主党の議員を中心に、トランプ大統領による関税発動の自由度を制限する提案が相次いでいる。民主党のロン・ワイデン上院議員による法案¹では、トランプ大統領が関税引き上げの根拠としてきた法律のうち、1962年通商拡大法232条²や1974年通商法301条³などを改正し、関税を引き上げる際に議会の事前承認を義務づけている。同時に、関係機関による事前審査などの手続きが緩く、とくに大統領の自由度が高い1974年通商法122条⁴や1930年関税法338条⁵については、その廃止が盛り込まれた。このほかにも、232条の発動要件を厳格化する法案⁶や、122条⁷・338条⁸を個別に廃止する法案、さらには、同盟国や米国との自由貿易協定（FTA）締結国への関税を引き上げる場合に、議会の事前承認を義務づける法案⁹などが提案されている。

議会では共和党が多数派であり、トランプ氏が大統領である現状では、関税を制約する民主党の法案が成立する可能性は低い。しかし、政権交代もあり得る2028年の大統領選挙を超えて、トランプ関税の路線が継承されるかどうかを占ううえでは、民主党の反対論は注目に値する。

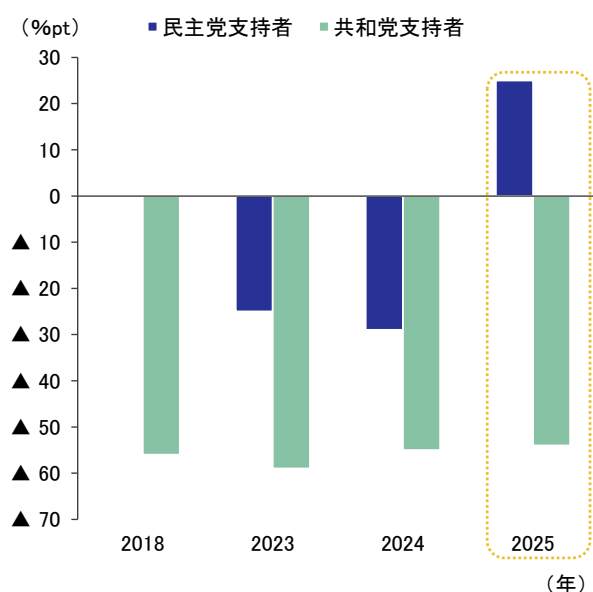
2. アフォーダビリティと同盟関係への配慮、心変わりの背景に

民主党支持者がトランプ関税に反対する背景には、二つの環境変化が指摘できる。

第一に、アフォーダビリティ（暮らし向き）への関心の高まりである。イラン戦争の長期化によるガソリン高もあいまって、米国では物価高が争点になっている。トランプ大統領は、米国の労働者保護に関税引き上げの目的のひとつとしてきたが、とくに民主党支持者のあいだでは、むしろ消費者の視点にたって、「通商に対する制限を控えるべきだ」と考える割合が増えている（図表3）。

第二に、同盟関係が揺らぐことへの懸念の高まりだ。民主党支持者のあいだでは、同盟国との連携を重視する傾向が強まっている（図表4）。民主党支持者にとって、トランプ大統領による同盟国への配慮を欠いた関税の引き上げは、外交政策の観点からも懸念すべき対象になりつつある。

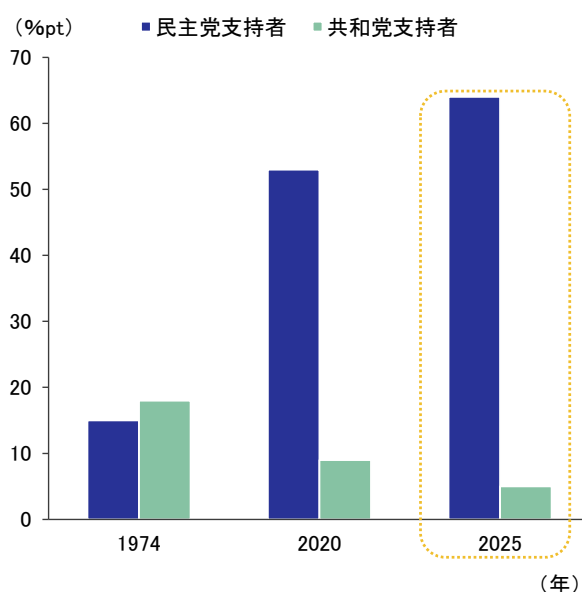
図表 3 労働者より消費者を優先（世論調査）



(注) 通商は「消費者のために制限すべきではない」－「労働者のために制限すべき」

(出所) Chicago Council on Global Affairsより、みずほ総合研究所調査部作成

図表 4 同盟国との連携を重視（世論調査）



(注) 主要な外交政策について、「同盟国と相談すべき」－「単独で決めるべき」

(出所) Chicago Council on Global Affairsより、みずほ総合研究所調査部作成

3. 焦点は関税の決め方、主眼は議会による権限の回復

見逃せないのは、民主党によるトランプ関税批判が、関税そのものというよりも、その決め方を問題視している点だ。民主党が制限しようとしているのは、大統領による関税の使い方であり、通商政策のツールとしての高関税を否定しているわけではない。

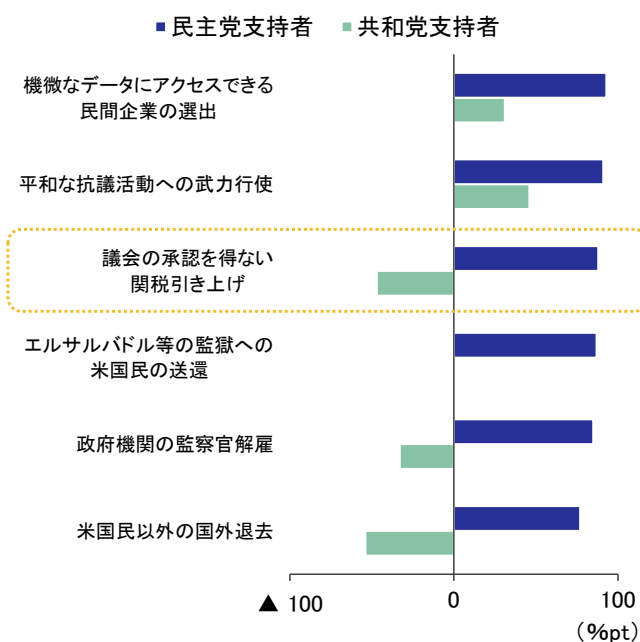
民主党による各種の提案の狙いは、関税を決める権限を大統領から取り戻す点にある。米国の憲法では、外国との通商関係を定める権限を議会に与えている。グローバル化の進展により、議会が個別の関税などを決めることが現実的ではなくなり、その権限を大統領に委譲してきた歴史がある。

もっとも、議会による権限の委譲は、無条件で行われてきたわけではない。それぞれの法律には、関税を変更する目的や手続きが定められている。そこで描かれていたのは、議会が考える通商政策の方向性にしたがって、大統領が関税などのツールを活用する構図である。

トランプ大統領には、法律に込められた議会の意図をくみとるというよりも、自らの考えで関税を使うために、法律の限界を試してきた節がある。国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠として発動した関税が、同法は関税に関する権限を大統領に与えていないとして、2026年2月に最高裁判所に無効とされたのが象徴的だ。2026年7月に、強制労働で生産された製品への対応が不十分であるとして、1974年通商法301条に基づいて発動された制裁関税についても、強制労働に対応するというよりも、無効とされたIEEPA関税を置き換えるための措置に過ぎないとの指摘がある¹⁰。

通商政策に限らず、民主党はトランプ大統領による権限拡張への警戒感が強い。論点によっては、大統領の強い権限を容認する共和党とは対照的だ（図表5）。関税についても、共和党の議員からは、トランプ大統領の狙いを追認するような法案が提案されている¹¹。

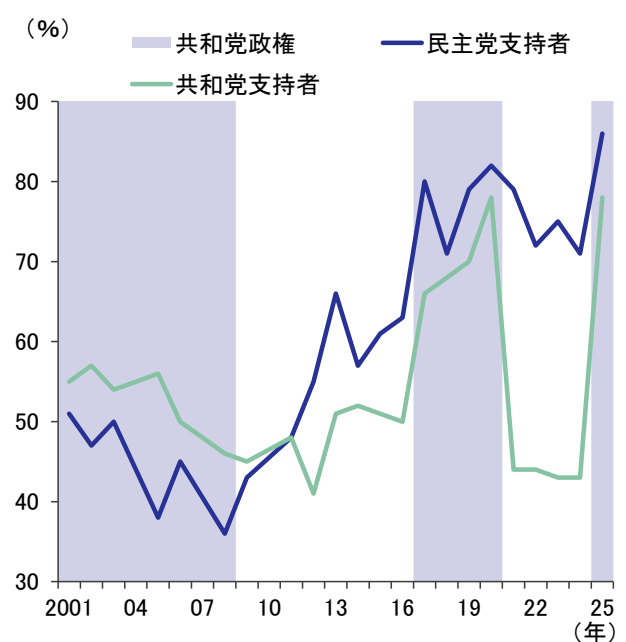
図表 5 大統領に認められるべきではない行為
（世論調査）



（注）「認められるべきではない」－「認められるべき」
2025年8月25～29日調査

（出所）YouGovより、みずほ総合研究所調査部作成

図表 6 貿易は経済的な「機会」である
（世論調査）



（出所）Gallupより、みずほ総合研究所調査部作成

4. 欠如する方向性、低関税を目指す「相互主義」回帰には距離

問われるのは、取り戻した権限を、どのように議会が使うかだ。かつて米国に存在したような、低関税での貿易拡大を目指した「相互主義」の原則は、少なくとも今の米国には存在しない。

トランプ大統領が議会の方針をくみとろうとしない背景には、議会が通商政策の原則を示していないという事情もある。かつての米国の通商政策では、貿易相手国と互いに障壁を下げあう相互主義が原則とされてきた。通商政策に関する権限の委譲は、世界貿易機関（WTO）やFTAの交渉を通じて自由化を進めるための権限（貿易促進権限：TPA）と、不公正な貿易慣行など、個別の事象に対応するための権限に大別される。このうち、前者が体现していたのが、低関税を目指す相互主義の原則だった。

現在の米国では、2021年にTPAが失効したままであり、議会は新たな通商政策の原則を定めていない。その一方で、個別の事象に対応するために、大統領に委譲された権限は残されている。

トランプ大統領は、残された権限を活用して、米国が関税を引き上げたうえで、貿易相手国に譲歩を迫る政策を進めてきた。米国と貿易相手国の条件をそろえる点では相互主義ではあるものの、相互に障壁を引き下げるのではなく、米国による関税の引き上げが出発点になっている。

議会が権限を取り戻したからといって、低関税の原則が復活するとは限らない。そもそも議会が1930年代に関税にかかわる権限を大統領に譲り始めたのは、大恐慌時に高関税を定めた1930年関税法（スムート・ホーリー法）に象徴されるように、議会では各議員の地元の利益が優先されやすく¹²、保護主義に走りやすいことへの反省がきっかけだった。

民主党の通商政策が目指す方向性は、必ずしも明確ではない。そもそも、貿易に関する考え方に限れば、かねてから民主党は共和党よりも好意的だった。民主党支持者が貿易を経済的な「機会」ととらえる割合は、2010年頃から上昇基調にある（前頁・図表6）。共和党支持者の場合には、同党が政権を握っているかどうかで考え方が変わる傾向があり、民主党支持者と比べると一貫性に欠ける。

それにもかかわらず、議会における民主党の投票行動が保護主義的だったのは、貿易を拡大しようとする際の進め方に異論があったからだ。1990年代以降の民主党は、貿易相手国が労働条件や環境基準の低さによって競争上の優位を得ることを問題視してきた¹³。2019年に行われたUSMCAの議会審議で多くの民主党議員が賛成に回ったのは、加盟国が守るべき労働条件や環境基準の点で、前身の北米自由貿易協定（NAFTA）よりも厳しい規定が盛り込まれたからだ。

ジョー・バイデン政権のもとでは、第一次トランプ政権で動き始めた高関税の活用が、民主党の視点から正当化されていった。バイデン政権は、「労働者を中心に据えた通商政策」をかかげ、自由化や国際分業による効率性を重視してきた従来の政策を批判している¹⁴。消費者の視点だけで貿易を語るのではなく、労働者の視点や安全保障の観点を組み入れる発想といえ、トランプ政権とも相通ずる面がある。

現在の米国におけるアフォーダビリティへの関心の高まりには、消費者の視点の復活という点で、かつての通商政策に回帰する手がかりとなる潜在性がある。しかし、低関税の原則が取り戻されないままの議会の権限回復が、多様な要請が乱立する世界をもたらす可能性は軽視できない。議会の様々な懸念事項が組み込まれる結果、高関税と多数の適用除外が並立するなど、関税政策の複雑化が進むリスクには警戒が必要だ。

¹ Congressional Trade Powers Reform Act of 2026 (S.5081)

² 国家安全保障上の脅威を理由に、輸入制限措置の発動を認める条項。

³ 外国政府の不公正な貿易慣行への対抗措置として、制裁措置の発動を認める条項。

⁴ 大規模で深刻な国際収支赤字などに対処するために、一時的な関税の引き上げを認める条項。

⁵ 外国政府の差別的な措置などによって米国に不利益が生じている場合に、最大 50% の追加関税を課すことを認める条項。

⁶ Congressional Trade Authority Act of 2025 (H.R.1903) など。

⁷ Reclaim Trade Powers Act (S.4049、H.R.2459) など。

⁸ Repealing Outdated and Unilateral Tariff Authorities Act (H.R.2464)

⁹ STABLE Trade Policy Act (S.348) など。

¹⁰ Lincicome, Scott, *Here Comes Another Round of Sham Tariffs*, CATO Institute, July 23, 2026. 調査終了前から関税導入が公言されていたこと、根拠を示す分析が薄く、関税率の根拠や関税解除の条件が示されていないことなどが問題視されている。

¹¹ 共和党のリック・スコット上院議員が提案する Trade Deficit Elimination Act of 2026 (S.5315) では、二国間の貿易赤字の解消を目的に、関税などを変更する権限を大統領に与えている。

¹² Irwin, Douglas A. and Randall S. Krozner, “Log-Rolling and Economic Interests in the Passage of the Smoot-Hawley Tariff”, *NBER Working Paper Series*, March 1996.

¹³ Destler, I.M. and Peter J. Balint, *The New Politics of American Trade: Trade, Labor, and the Environment*, PIIE, October 1999.

¹⁴ Tai, Katherine, *Opening Remarks at the First USMCA Free Trade Commission*, USTR, May 2021.

【PR】 調査レポート公開中！

～ 国内外の経済・金融動向など幅広い分野について、エコノミストが専門的な知見をご提供 ～
みずほ総合研究所 調査部サイト（みずほ銀行ウェブサイト内）、

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/mhri/research/index.html>

みずほ総合研究所 公式 X（旧 Twitter）

https://x.com/mizuho_mhri

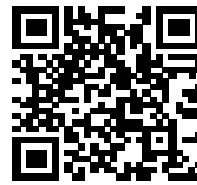
にて、最新情報を発信しています。ぜひご覧ください！！

※みずほ総合研究所はみずほ銀行内の組織の名称です。

調査部サイト



X（旧 Twitter）



© 2026 株式会社みずほ銀行

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、
弊行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊行はその正確性・確実性を保証する
ものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護
士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は
予告なしに変更されることもあります。

本資料の著作権は弊行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において
複製すること、②弊行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。